

## 公益財団法人南相馬市文化振興事業団役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人南相馬市文化振興事業団（以下「事業団」という。）の定款第14条及び第31条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて、役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 職員とは、役員等以外で、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 事業団の役員等は無報酬とする。ただし、職員が兼務する場合は、職員給与規程の規定に準じて支給する。

### (費用)

第4条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については弁償することができる。また、前払いを要するものについては前もって支給することができる。ただし、役員等本人から辞退の申出があった場合は支給しない。

- 2 役員等の評議員会及び理事会並びに監事会への出席については、別記1により会議出席旅費を支給する。
- 3 前項に規定する会議出席旅費以外の費用については、職員の例によるものとする。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人南相馬市文化振興事業団の設立の登記の日から施行する。

## 別記 1

### 評議員会及び理事会並びに監事会への会議出席旅費について

- 1 南相馬市内に在住する役員等で、評議員会及び理事会並びに監事会に出席の場合は、出席1日につき日当3,000円を支給する。
- 2 南相馬市外に在住する役員等で、評議員会及び理事会並びに監事会に出席の場合は、公共交通機関を利用した交通費実費及び出席1日につき日当3,000円並びに泊を伴う場合は1泊につき13,300円以内の宿泊費実費を支給する。